4　（略）

5　令第十六条の二第三項の閘門の通航方法の指定の公示は、国土交通大臣にあつては国土交通省の、都道府県知事にあつてはその統括する都道府県のウェブサイトに掲載するほか、当該閘門又はその周辺の見やすい場所に別記様式第八の二の例により掲示して行うものとする。

6　（略）

（この省令の規定の指定都市の長が一級河川の管理を行う場合への準用）

第三十八条の二　第二条、第三条、第八条第一項、第十四条、第十八条の二第一項、第三項及び第五項、第二十三条第一項、第三十三条の二、第三十七条、別表第一、別表第一の二、別表第二並びに別表第三の規定は、法第九条第五項の規定により指定都市の長が一級河川の管理を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条、第八条第一項、第十四条、第十八条の二第一項、第三項及び第五項、第二十三条第一項、第三十三条の二、第三十七条	都道府県知事	指定都市の長
（略）	都道府県の	指定都市の
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十六条、第七十八条第五項及び第百三十二条の五十五の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（技能証明の申請）	（技能証明の申請）
第四十二条　（略）	**第四十二条**　（略）
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、写真一葉を添付し、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　学科試験全科目免除申請者にあつては、写真一葉	（新設）
二～四　（略）	一～三　（略）